

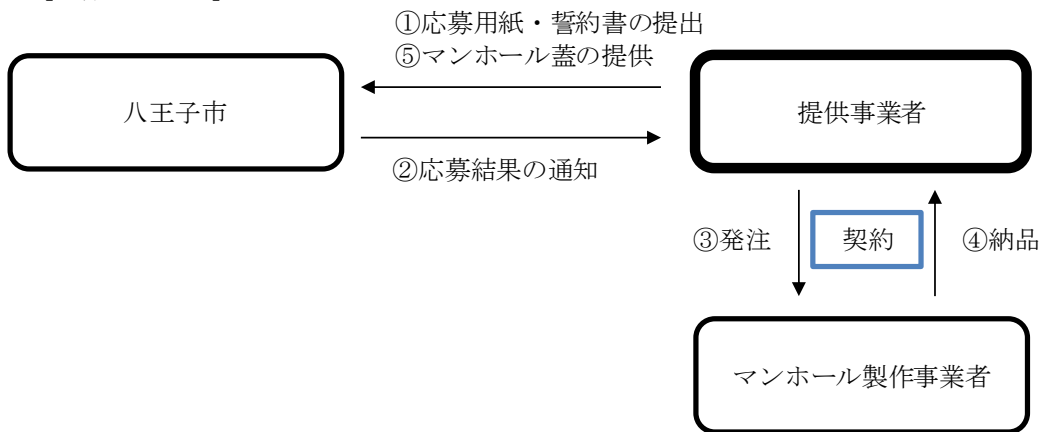
デザインマンホール提供事業者募集要項

1 事業概要

喫煙者がマナーを守ることで、喫煙者と非喫煙者の共存を実現するため、包括連携協定を締結している東京造形大学の協力のもと、市内の主要駅周辺に設置する喫煙マナーを啓発するデザインマンホールを八王子市に提供いただける事業者（以下、「提供事業者」という。）を募集するものです。

デザインは本市が指定する中から選択していただき、提供事業者はデザインマンホール製作事業者と製作に係る契約を取り交わす必要があります。

【事業イメージ】



2 提供事業者の要件

提供事業者は以下の要件全てに適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 法人であること
- (2) 八王子市暴力団排除条例に抵触していないこと

3 マンホールのデザイン・製作

提供事業者は以下のデザインの中から選択してください。本デザインは東京造形大学の学生が制作したもので、デザインの中に提供事業者名を入れることができます。（例：寄贈（株）〇〇）



転写・転用禁止

デザインへの提供事業者名の表示は、八王子市屋外広告物条例第 12 条の 2 及び屋外広告物条例施行規則第 12 条に基づきデザイン全体の 20 分の 1 以内となります。また、フォントはゴシックまたは丸ゴシックとなります。

本市において東京造形大学と調整のうえ、提供事業者へデータ（ai データ）でお渡ししますので、本市が「性能規定書」に基づき指定したマンホール製作事業者と契約し、製作してください。

4 設置場所・枚数

(1) 設置場所

原則、喫煙スポット及び喫煙スペース周辺地区

喫煙スポット：路上喫煙禁止地区（八王子駅、京王八王子駅、西八王子駅、高尾駅、南大沢駅）

喫煙スペース：八王子みなみ野駅、京王堀之内駅

設置場所は、道路整備等の状況により追加する可能性があります。

詳しい所在については以下のリンク先をご確認ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a002/p007184.html>

(2) 設置枚数

提供事業者が設置できる枚数の上限は、以下のとおりとします。

ア 本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、

工場のいずれかがある提供事業者 3 枚

イ それ以外の提供事業者 2 枚

ただし、当該マンホールを設置して 2 か月が経過した提供事業者については、再度応募ができるものとします。

5 設置期間

原則、設置から 2 年間以上とします。ただし、マンホールや道路の劣化状況等により、設置期間が変更になる場合があります。

6 選考方法

先着順とします。

必要書類確認後、原則 2 週間以内に本市から応募結果に関するご連絡をいたします。

7 応募方法

以下の書類をホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、八王子市環境部環境政策課へメールで応募してください。

(1) 応募用紙

(2) 誓約書

※メールの件名に、【マンホールデザイン応募】と明記してください。

※応募用紙のファイル形式は EXCEL としてください。

8 その他

マンホール蓋の設置までの流れにつきましては、マンホール蓋の完成後、環境政策課に寄附申出書を提出していただき、環境政策課がマンホール蓋の受領後、寄附受領書を発行いたします。

9 お問い合わせ先

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市 環境部 環境政策課 計画推進担当

(電話) 042-620-7384

(メール) b110400@city.hachioji.tokyo.jp